

令和4年度 携帯電話・スマートフォン等の持ち込み規定に関する同意書

宮崎西高等学校長 殿

下記に示されている携帯電話・スマートフォン等の持ち込み規定及び注意事項を遵守します。
また、規定に違反した場合は学校の指導に従うことに同意します。

1 携帯電話・スマートフォン等の持ち込み規定

- (1) 学校では電源を OFF にする。
西高生として勉強を第一とすることが望ましいと考える。よって、登校後、下足室で電源を OFF にし、カバンの中で保管をする。学校に持ち込む際には、セキュリティの観点からスマホには暗証番号等を設定すること。
- (2) 登下校時は交通法規を遵守する。
音楽を聴きながらの自転車運転、歩きスマホなどの法令に反する行為は行わない。
- (3) 放課後の迎への連絡のみ可とする。
保護者等への送迎の連絡のみ使用を許可する。使用場所は下足室のみとする。
- (4) 携帯電話・スマートフォン等は自らの責任の下、自己管理する。

R2 年度第 93 期生徒会総務作成

2 注意事項

- (1) 登下校中や学校に滞在している時だけでなく、いかなる時も法令は遵守すること。
- (2) 使用上のマナーを守り、SNS上のトラブル等を起こさないようにすること。
- (3) 携帯電話・スマートフォン等は、部活動時・休日登校時も含めて、自らの責任の下、自己管理すること。
- (4) この同意書は、携帯電話・スマートフォン等を持ち込み規定に関する同意であり、持ち込まないという判断をしても構わない。また、この同意書によって、現在、携帯電話・スマートフォン等を持っていない生徒に購入を勧めるものではない。
- (5) 上記の規定に違反があった場合は、保護者等同伴で該当生徒に指導を行う。

令和 4年 月 日

年 組 番

生徒氏名 _____

保護者等氏名 _____ (印)

令和4年4月10日(日)

生徒・保護者の皆様へ

宮崎県立宮崎西高等学校
校長 谷口 彰規

携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込みについて

陽春の候 皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和2年度の宮崎県高等学校連合会定期総会におきまして、「携帯電話やスマートフォンから子どもたちを守るための決議文」が採択され、緊急時や災害時の連絡手段及び登下校時の安全確保のため、携帯電話・スマートフォン等の校内への持ち込みを可能とすることが決定しました。

そこで、その決議文を受け、本校では生徒会総務委員を中心に携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込みの規定を検討し、PTA役員の方々や先生方の意見も伺いながら、規定を完成させ令和3年度よりその運用を開始しました。

生徒達は、「自分たちが考えたルールは自分たちで守る」という「西高プライド」を掲げ、運用開始後は、ルールを守るために生徒同士声を掛け合い、自己管理に努めようとしております。

保護者の皆様には、生徒の自主性を尊重していただき、生徒の皆さんには、生徒会総務委員の熱い思いに応えていただき、何卒、携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込みが正しく・円滑に運用されますよう、改めましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込みを希望する、しないに関わらず、全員別紙同意書の内容をご理解の上、ご提出していただきますようよろしく申し上げます。

なお、新高校1年生の運用開始予定日は4月15日(金)とします。

1 携帯電話・スマートフォン等の持ち込み規定

(1) 学校では電源を OFF にする。

西高生として勉強を第一とすることが望ましいと考える。よって、登校後、下足室で電源を OFF にし、カバンの中で保管をする。学校に持ち込む際には、セキュリティの観点からスマホには暗証番号等を設定すること。

(2) 登下校時は交通法規を遵守する。

音楽を聴きながらの自転車運転、歩きスマホなどの法令に反する行為は行わない。

(3) 放課後の迎いの連絡のみ可とする。

保護者への送迎の連絡のみ使用を許可する。使用場所は下足室のみとする。

(4) 携帯電話・スマートフォン等は自らの責任の下、自己管理する。

R2 年度第 93 期生徒会総務作成

2 注意事項

(1) 登下校中や学校に滞在している時だけでなく、いついかなる時も法令は遵守すること。

(2) 使用上のマナーを守り、SNS 上のトラブル等を起こさないようにすること。

(3) 携帯電話・スマートフォン等は、部活動時・休日登校時も含めて、自らの責任の下、自己管理すること。

(4) この同意書は、携帯電話・スマートフォン等を持ち込み規定に関する同意であり、持ち込まないという判断をしても構わない。また、この同意書によって、現在、携帯電話・スマートフォン等を持っていない生徒に購入を勧めるものではない。

(5) 上記の規定に違反があった場合は、保護者同伴で該当生徒に指導を行う。